

沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定要領

(目的)

第1条 この要領は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号。以下「法」という。）第4条第1項の規定による持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）の適正な認定を行うための具体的な取扱いを定めるものとする。

(認定申請)

第2条 法第4条第1項の規定による導入計画の提出は、様式第1号によるものとし、原則として当該導入計画を実施しようとする農地のある市町村を經由して管轄の農業改良普及センター又は農林水産振興センターに提出するものとする。

2 提出を受けた農業改良普及センター又は農林水産振興センターは内容を審査のうえ「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画に対する意見書（様式第2号）」を添付のうえ、知事へ副申する。

(導入計画の認定)

第3条 第2により申請を受けた知事は、提出された導入計画が沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき適当であると認めるときは、導入計画の認定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により導入計画の認定を行ったときは、様式第3号（認定証）を農業改良普及センター又は農林水産振興センターを通じて交付する。また、認定をしないこととしたときは、様式第4号により、その旨を農業改良普及センター又は農林水産振興センターを經由して、申請者に通知するものとする。

3 知事は導入計画を実施しようとする農地を管轄する市町村長に審査の結果を様式第5号により通知するものとする。

(導入計画の変更等)

第4条 導入計画について知事の認定を受けた者（以下「エコファーマー」という。）が、当該認定に係る導入計画を変更しようとするときは、様式第6号により変更申請を行うものとする。また、実施者の追加を行おうとするときは様式第6号-2により実施者追加届出を行うものとする。

2 前項の規定による変更申請及び実施者追加届出の認定及び受理については、前条の規定を準用する。

(導入計画の取消等)

第5条 知事は、エコファーマーが第3条第1項の認定に係る導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの）に従って持続性の高い農業生産方式の導入を行っていないと認めるとき、または本人からの申し出があった場合（様式第7号）には、その認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、前項の規定により認定を取り消したときは、エコファーマーに重大な過失がないと認められる場合を除いて、翌年から起算して3年間は、当該エコファーマーに対して認定を行わないものとする。
- 3 エコファーマーが死亡した場合、その時点で認定の取り下げがあったものとみなす。

(実績報告)

第6条 エコファーマーは、本認定要項の運用で定める時期に、様式第8号により当該市町村及び農業改良普及センター又は農林水産振興センターを經由し知事へ実績報告するものとする。

(導入計画等の公表)

第7条 知事は認定した導入計画の内容について、インターネット上のホームページにおいて公表するものとする。

(認定の期間)

第8条 認定証の有効期間は認定の日より5年間とする。ただし、第5条1項の規定により、知事が認定を取り消した場合は、この限りではない。

付 則

この要領は平成14年7月17日より施行する。

付 則

この要領は平成18年1月20日より施行する。

付 則

この要領は平成18年8月29日より施行する。

付 則

この要領は平成19年8月24日より施行する。

付 則

この要領は平成20年1月22日より施行する。

付 則

この要領は平成21年9月7日より施行する。

付 則

この要領は平成23年3月31日より施行する。

付 則

この要領は平成24年6月4日より施行する。

付 則

この要領は令和3年3月15日より施行する。

沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定要領の運用について

沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定について、沖縄県認定要領に定めることのほか、認定を推進するため下記のとおり基準を設ける。

1 持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を申請できる者

沖縄県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を申請できる農業者は、

- (1) 農業センサスで規定する販売農家とする。農業センサスでいう販売農家とは、経営耕地面積30a以上又は農産物総販売金額が50万円以上の農家をいう。ただし、生産部会等の生産・出荷・販売を行う組織に属し、当該組織が認めた者で各地区運営会議において協議して認める場合も農業者とみなす。
- (2) 一般的な技術と比べて技術水準の高い農業生産方式を実施するのにふさわしい技術力を有し、かつ、個々の経営における作物の種類、栽培するほ場、導入する技術等の要素の選定に関し、自ら決定するだけの判断力を有する者であること。
- (3) 導入計画の内容の公開に同意できる者。

2 導入計画の認定基準

導入計画の認定は、

- (1) 導入計画が「沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に照らし適切なものであること。なお、指針に記載のない品目について申請があった場合、地域特性、当該品目の生産の経緯等を調査した上で、管轄農業改良普及センター又は農林水産振興センター（担当班長）、営農支援課が協議し、地区エコファーマーにおける申請書の受理を決定する。導入する生産方式の内容については、土づくりに関する技術に加え、地域慣行施肥における化学肥料窒素成分の約3割減、化学農薬の地域慣行使用回数の約3割減が妥当とされた導入計画について認定を行うものとする。
- (2) 申請する農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入する作物ごとに、その生産方式による作付面積が当該作物の作付面積全体の5割以上を占めること。
- (3) 導入計画の達成される見込みが確実であること。
- (4) 導入計画の目標を達成するために必要な施設の設置、機械の購入その他の措置に関する事項（導入計画申請書第2）が目標を達成するため適切なものであること。
というすべての基準を満たす場合に行う。
- (5) 「沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に記載の無い品目については、その地区の当該品目における栽培調査を行い、地区エコファーマー運営会議において、地区慣行基準を設定する。
- (6) 導入計画を達成した農業者については、新たな技術の追加又は技術内容の向上を目指して新たな目標を設定することで、再認定を行うこととする。
- (7) 導入計画を達成できなかった農業者については、その原因を分析するとともに、以後の計画達成の可能性等を十分検討の上、再認定を行うこととする。

3 導入計画の申請及び認定の手順

(1) 農業改良普及センター又は農林水産振興センターは、農業者より申請のあった持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画認定申請書（又は変更申請書）を地区エコファーマー運営会議において審査する。

(2) 農業改良普及センター又は農林水産振興センターは、計画認定申請書を知事が定めた期日までに知事へ意見書を添えて副申することとする。

なお、地区慣行基準を設定した場合は、慣行基準設定資料を添えることとする。

(3) 知事は、提出された導入計画が「沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針」に基づき適当であることを確認した場合は、認定するものとする。

(4) 知事は、特に必要性を認める場合、沖縄県環境保全型農業推進協議会を開催し導入計画について検討を行う。

また、認定は年3回程度とする。

4 導入計画の変更について

輪作等による圃場の変更、借地等によるやむを得ない理由による圃場の変更は、実績報告書の提出時に、変更した圃場の位置図及び土壌診断結果を添付することで変更手続きを省略することが出来ることとする。

5 実績報告について

(1) エコファーマーは、再認定を希望する場合認定期間が終了する前年度末までに、再認定を希望しない場合は認定期間の終了年度末までに当該市町村及び農業改良普及センター又は農林水産振興センターを経由して知事へ実績報告をするものとする。

(2) 県は、エコファーマーに対し認定期間が終了する前であっても必要に応じて導入計画の実績報告を求めることができる。

(3) 農業改良普及センター又は農林水産振興センターは実績報告書を確認し、必要に応じて農家への助言・指導を行う。

(4) 上記の(1)、(2)に対してエコファーマーが実績報告をしない場合、原則として翌年から起算して3年間は認定を行わないものとする。

6 関係機関の連携等について

(1) 農業改良普及センター又は農林水産振興センターは持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定を受けようとする農業者に対して導入計画書作成の指導・助言を行うとともに、認定後においても、エコファーマーが計画達成できるよう技術等の支援を行うこととする。

(2) 市町村は、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）を推進するために、補助事業の活用等による啓発指導を積極的に行うこととする。

7 その他

持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画書の認定、変更認定及び認定の取り消しについては、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針（平成12年4月28日）、沖縄県持続性の高い農業生産方式の導入に関する認定要領及び同運用にて定める以外のことについては、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年7月法律第110号)、同施行令（平成11年政令第334号）、同法律の施行について（運用）（平成11年11農産第6789号）に即して運用する。

付 則

平成14年7月17日制定

付 則

平成16年12月17日一部改正

付 則

平成19年2月6日一部改正

付 則

平成19年8月24日一部改正

付 則

平成21年9月7日一部改正

付 則

平成23年3月31日一部改正

付 則

平成24年6月4日一部改正

付 則

平成29年4月1日一部改正